

1 関連条項

(1) 電気工事士法

- ・第4条（電気工事士免状）

(2) 電気工事士法施行規則

- ・第2条の5
- ・第5条第1項
- ・第6条

(3) 通達等

- ・電気工事士法施行規則第2条の5第二号の規定に基づき、同号の経済産業大臣が定める資格（平成12年12月28日通商産業省告示第929号）
- ・電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について（平成7年12月1日7資公部第409号）